

議案第五十号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第二項中「附則第二項に」を「附則第三項に」に、「附則第二項第一号」を「附則第三項第一号」に改める。

第五十五条第三項を削る。

第五十八条の四第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元

十 二千五百キロメートル以上 五万八千元

第六十四条の二第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第二項ただし書」を「第二十一条の二第三項第一号」に改める。

第六十四条の三を第六十四条の四とし、第六十四条の二の次に次の一条を加える。

第六十四条の三 条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める額は、同条第一項に規定する職員の占める職に係る第五十六条の規定による区分に応じ、次の各号に定める額とする。

一 六種、五種及び四種 三千元

二七種 二千円

2 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第六十八条の九第二項第一号中「附則第二項第四号」を「附則第三項第五号」に、「附則第二項第一号」を「附則第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第二項第五号」を「附則第三項第六号」に改める。

附則第八条の見出し中「附則第二項」を「附則第三項」に改め、同条中「」の「を」を「以下同じ。」の「」に、「附則第二項」を「附則第三項」に、「附則第三項」を「附則第四号及び第五号」を「附則第三項各号（第五号及び第六号）」に改める。

附則第九条中「附則第二項第二号、第五号及び第六号並びに附則第四項」を「附則第三項第二号」に改め、附則に次の一条を加える。

（平成二十八年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

第十条 平成二十八年三月三十一日までの間、市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第七十五号）附則第十項の規定により読み替えられた条例第十六条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で規則で定める額は、二万六千円とする。

別表第九イの表中

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
50

51

に、

75
75
75
75
76
76
76
76
77
77
77
77
77
78
78
79

を

74
75
75
75
75
75
75

76

76

76

76

76

77

77

77

77

77

77

77

77

77

77

78

78

79

に改め、別表第九ロの表中

62

62

62

62

63

63

63

63

64

64

別表第十の四イの表中「10,900円」を「11,000円」に、「11,700円」を「11,800円」に改め、別表第十の四ロの表中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

52
53
53
53
53

に改める。

51
51
51
51
52
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

を

50
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
52

71
71
72
72
73
73
74
74
75

を

68
69
69
69
70
70
70
71
71
71
72
73
74

に

58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61
61
61
61

に改め、別表第九ハの表中

69
69
70
70

66
67
67
67
67
67
67

に

59
59
59
59
60
60
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61
61
62
62
63

を

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
64
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66

64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68

を

61

別表第十の七を次のように改める。

別表第10の7 (第57条の6関係)

支 給 地 域	級 地
東京都特別区	一級地
広島県安芸郡府中町	六級地
広島県内の市町 (広島市及び安芸郡府中町を除く。)	七級地

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別表第九及び別表第十の四の改正規定並びに別表第十の七の改正規定(「東京都特別区」に係る部分に限る。)は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第九、別表第十の四及び別表第十の七(「東京都特別区」に係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(昇格の場合の号給に関する経過措置)

- 3 平成二十七年四月一日から市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年秋田県条例第七十五号。以下「平成二十七年改正条例」という。)の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適

用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 平成二十七年改正条例の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（地域手当に関する経過措置）

5 平成二十七年改正条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間における平成二十七年改正条例附則第十項の規定により読み替えられた条例第十五条の二第二項に規定する規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第五項関係）

支給地域	支給割合
東京都特別区	百分の十八・五

平成二十七年十二月二十四日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第七十五号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年秋田県条例第75号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 職員の給料の調整額が給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田県条例第36号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする措置を廃止することとする。（第55条関係）
- (2) 単身赴任手当の加算額に係る職員の住居と配偶者の住居との交通距離の区分及び当該区分ごとの手当額を次のとおりとすることとする。（第58条の4関係）

（単位：円）

交通距離の区分	改正前	改正後
100km以上 300km未満	6,000	6,000
300km以上 500km未満	12,000	13,000
500km以上 700km未満	18,000	20,000
700km以上 900km未満	24,000	26,000
900km以上1,100km未満	30,000	33,000
1,100km以上1,300km未満	35,000	38,000
1,300km以上1,500km未満	40,000	43,000
1,500km以上	45,000	—

1, 500 km以上 2, 000 km未満	—	48, 000
2, 000 km以上 2, 500 km未満	—	53, 000
2, 500 km以上	—	58, 000

- (3) 管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合の手当額を次のとおりとすることとする。(第64条の2関係)

(単位：円)

管理職手当の区分	手当額
6種、5種及び4種	3, 000
7種	2, 000

- (4) 平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額について、26, 000円とすることとする。(附則第10条関係)
- (5) 給料表の改定に伴い、職員を昇格させた場合においてその者が受けることとなる号給を定める昇格時号給対応表を改定することとする。(別表第9関係)
- (6) 給料の調整額の調整基本額を次の表のとおり引き上げることとする。(別表第10の4関係)

(単位：円)

給料表	引き上げる級	引上額
教育職給料表(一)	2級及び3級	100
教育職給料表(二)	1級から3級まで	100

- (7) 地域手当の級地区分を改定することとする。(別表第10の7関係)
- ① 東京都特別区を1級地とすることとする。
 - ② 広島県安芸郡府中町及び広島県内の市町(広島市及び安芸郡府中町を除く。)の級地をそれぞれ6級地(現行5級地)及び7級地(現行6級地)に改めることとする。
- (8) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成28年1月1日から施行することとする。ただし、2(5)、(6)及び(7)①は公布の日から施行することとする。
- (2) 2(5)、(6)及び(7)①は、平成27年4月1日から適用することとする。
- (3) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

	新	旧
<p>2 (加算額等) 第五十八条の四 略</p>	<p>(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算) 第三十七条の三 略</p> <p>2 条例附則第三項に規定する特定職員（前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第四項及び第六項の規定により読み替えられた条例附則第三項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>(給料の調整額) 第五十五条 略</p>	<p>(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算) 第三十七条の三 略</p> <p>2 条例附則第二項に規定する特定職員（前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第四項及び第六項の規定により読み替えられた条例附則第二項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>(給料の調整額) 第五十五条 略</p> <p>3 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第三十六号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「の百分の二十五を」とあるのは「と平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額の百分の二十五を」と、「の百分の二十五に」とあるのは「と平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額の百分の二十五に」と、「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について、その額に」とあるのは「その額に」とする。</p> <p>2 (加算額等) 第五十八条の四 略</p>

3 条例第十六条の二第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 略
- 二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万三千円
- 三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 二万円
- 四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 二万六千円
- 五 九百キロメートル以上千キロメートル未満 三万三千円
- 六 千キロメートル以上千三百キロメートル未満 三万八千円
- 七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 四万三千円
- 八 千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 四万八千円
- 九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千円
- 十 二千五百キロメートル以上 五万八千円

(管理職員特別勤務手当の額等)

第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める額は、同条第一項に規定する職員の占める職に係る第五十六条の規定による区分に応じ、次の各号に定める額とする。

- 一・二 略

2 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第六十四条の三 条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める額は、同条第一項に規定する職員の占める職に係る第五十六条の規定による区分に応じ、次の各号に定める額とする。

- 一 六種、五種及び四種 三千円
- 二 七種 二千円

2 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定

3 条例第十六条の二第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 略
- 二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万二千元
- 三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 一万八千円
- 四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 二万四千元
- 五 九百キロメートル以上千キロメートル未満 三万円
- 六 千キロメートル以上千三百キロメートル未満 三万五千元
- 七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 四万円
- 八 千五百キロメートル以上 四万五千元

(管理職員特別勤務手当の額等)

第六十四条の二 条例第二十一条の二第二項の規則で定める額は、同条第一項に規定する職員の占める職に係る第五十六条の規定による区分に応じ、次の各号に定める額とする。

- 一・二 略

2 条例第二十一条の二第二項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第六十四条の四 略

(端数計算)

第六十八条の九 略

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 条例附則第三項第五号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額(条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)(条例附則第三項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第四号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第一号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。)(条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)
- 二 条例附則第三項第六号に規定する勤勉手当減額対象額(同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)

附則

(条例附則第三項の減ずる額の計算)

第八条 給与期間(第四十七條に規定する給与期間をいう。以下同じ。)の途中において、条例附則第三項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)以外の者が特定職員となつた場合又は特定職員が特定職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五十條各号に掲げる場合に該当した場合におけるその

第六十四条の三 略

(端数計算)

第六十八条の九 略

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 条例附則第二項第四号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額(条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)(条例附則第二項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第四号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第一号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。)(条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)
- 二 条例附則第二項第五号に規定する勤勉手当減額対象額(同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)

附則

(条例附則第二項の減ずる額の計算)

第八条 給与期間(第四十七條に規定する給与期間をいう。以下同じ。)の途中において、条例附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)以外の者が特定職員となつた場合又は特定職員が特定職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五十條各号に掲げる場合に該当した場合におけるその

給与期間の条例附則第三項各号（第五号及び第六号を除く。）に定める額に相当する額は、当該月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第九条 条例附則第三項第二号

に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

（平成二十八年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

第十条 平成二十八年三月三十一日までの間、市町村立学校職員^の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第七十五号）附則第十項の規定により読み替えられた条例第十六条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で規則で定める額は、二万六千円とする。

給与期間の条例附則第二項各号（条例附則第二項第四号及び第五号を除く。）に定める額に相当する額は、当該月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第九条 条例附則第二項第二号、第五号及び第六号並びに附則第四

項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

別表第9 昇格時号給対応表 (第24条関係)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略	略	略
58	<u>45</u>		
59	<u>46</u>		
60	<u>46</u>		
61	<u>47</u>		
62	<u>47</u>		
63	<u>48</u>		
64	<u>48</u>		
65	<u>49</u>		
66	<u>50</u>		
67	<u>51</u>		
略			
135	<u>74</u>		
136	<u>75</u>		
137	<u>75</u>		
138	<u>75</u>		
139	<u>75</u>		
140	<u>75</u>		
141	<u>76</u>		
142	<u>76</u>		
143	<u>76</u>		
144	<u>76</u>		
145	<u>76</u>		
146	<u>77</u>		
147	<u>77</u>		
148	<u>77</u>		
149	<u>77</u>		

別表第9 昇格時号給対応表 (第24条関係)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略	略	略
58	<u>46</u>		
59	<u>47</u>		
60	<u>48</u>		
61	<u>49</u>		
62	<u>49</u>		
63	<u>50</u>		
64	<u>50</u>		
65	<u>51</u>		
66	<u>51</u>		
67	<u>52</u>		
略			
135	<u>75</u>		
136	<u>75</u>		
137	<u>75</u>		
138	<u>75</u>		
139	<u>76</u>		
140	<u>76</u>		
141	<u>76</u>		
142	<u>76</u>		
143	<u>77</u>		
144	<u>77</u>		
145	<u>77</u>		
146	<u>77</u>		
147	<u>78</u>		
148	<u>78</u>		
149	<u>79</u>		

ロ 教育職給料表(Ⅱ)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
117	<u>61</u>		
118	<u>62</u>		
119	<u>62</u>	略	
120	<u>62</u>		
121	<u>62</u>		
122	<u>62</u>		
123	<u>63</u>	58	
124	<u>63</u>	<u>59</u>	
125	<u>63</u>	<u>59</u>	
126	<u>63</u>	<u>59</u>	
127	<u>63</u>	<u>59</u>	
128	<u>64</u>	<u>59</u>	
129	<u>64</u>	60	
130	<u>64</u>	60	
131	<u>64</u>	60	
132	<u>64</u>	60	
133	<u>65</u>	60	略
134	<u>65</u>	61	
135	<u>65</u>	61	
136	<u>65</u>	61	
137	<u>65</u>	61	
138	<u>65</u>		
139	<u>66</u>		
140	<u>66</u>		
141	<u>66</u>		
142	<u>66</u>		
143	<u>66</u>		

ロ 教育職給料表(Ⅱ)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
117	<u>62</u>		
118	<u>62</u>		
119	<u>62</u>	略	
120	<u>62</u>		
121	<u>63</u>		
122	<u>63</u>		
123	<u>63</u>	<u>59</u>	
124	<u>63</u>	<u>59</u>	
125	<u>64</u>	<u>59</u>	
126	<u>64</u>	<u>59</u>	
127	<u>64</u>	60	
128	<u>64</u>	60	
129	65	60	
130	<u>65</u>	60	
131	<u>65</u>	61	
132	<u>65</u>	61	
133	<u>65</u>	61	略
134	65	61	
135	<u>65</u>	62	
136	<u>66</u>	62	
137	<u>66</u>	63	
138	<u>66</u>		
139	66		
140	<u>66</u>		
141	66		
142	<u>66</u>		
143	<u>67</u>		

144	<u>66</u>	略	
145	<u>67</u>		
146	<u>67</u>		
147	<u>67</u>		
148	<u>67</u>		
149	<u>67</u>		
150	<u>67</u>		
略	略		

144	<u>67</u>	略	
145	<u>67</u>		
146	<u>67</u>		
147	<u>67</u>		
148	<u>67</u>		
149	<u>67</u>		
150	<u>68</u>		
略	略		

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
略					略
71					50
72					51
73				略	51
74					51
75					51
76					51
77					52
78				68	52
79				69	52
80				69	52
81	略	略	略	69	52
82				70	53
83				70	53
84				70	53
85				71	53
86				71	
87				71	
88				72	
89				73	
90				74	
略				略	略

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
略					略
71					51
72					51
73				略	51
74					51
75					52
76					52
77					52
78				69	52
79				69	53
80				70	53
81	略	略	略	70	53
82				71	53
83				71	54
84				72	54
85				72	55
86				73	
87				73	
88				74	
89				74	
90				75	
略				略	略

別表第10の4 調整基本額表 (第55条関係)

イ 教育職給料表(一)調整基本額表

職務の級	調整基本額
略	略
2 級	<u>11,000円</u>
3 級	11,500円 (条例別表第一(一)の備考2に定める職員にあつては、 <u>11,800円</u>)
略	略

ロ 教育職給料表(二)調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	<u>11,100円</u>
3 級	11,900円 (条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、 <u>12,200円</u>)
略	略

別表第10の4 調整基本額表 (第55条関係)

イ 教育職給料表(一)調整基本額表

職務の級	調整基本額
略	略
2 級	<u>10,900円</u>
3 級	11,500円 (条例別表第一(一)の備考2に定める職員にあつては、 <u>11,700円</u>)
略	略

ロ 教育職給料表(二)調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	<u>11,000円</u>
3 級	11,900円 (条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、 <u>12,100円</u>)
略	略

別表第10の7 (第57条の6関係)

支給地域	級地
東京都特別区	一級地
広島県安芸郡府中町	六級地
広島県内の市町 (広島市及び安芸郡府中町を除く。)	七級地

別表第10の7 (第57条の6関係)

支給地域	級地
広島県安芸郡府中町	五級地
広島県内の市町 (広島市及び安芸郡府中町を除く。)	六級地

市町村立学校職員の給与等に関する規則の
一部を改正する規則案の概要について

平成27年12月24日
教職員給与課

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年秋田県条例第75号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 地域手当（別表第10の7関係）

- ・地域手当の級地区分を改定することとする。

支給地域	級地区分 (現行)	支給割合	級地区分 (改正後)	支給割合
広島県安芸郡府中町	五級地	100分の6	六級地	100分の6
広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く。）	六級地	100分の3	七級地	100分の3

(2) 単身赴任手当（第58条の4及び附則第10条関係）

①単身赴任手当の加算額に係る職員の住居と配偶者の住居との交通距離の区分及び当該区分ごとの手当額を次のとおりとすることとする。

(単位：円)

交通距離の区分	改正前	改正後
100km以上 300km未満	6,000	6,000
300km以上 500km未満	12,000	13,000
500km以上 700km未満	18,000	20,000
700km以上 900km未満	24,000	26,000
900km以上1,100km未満	30,000	33,000
1,100km以上1,300km未満	35,000	38,000
1,300km以上1,500km未満	40,000	43,000
1,500km以上	45,000	—
1,500km以上2,000km未満	—	48,000
2,000km以上2,500km未満	—	53,000
2,500km以上	—	58,000

②平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額について、26,000円とすることとする。

(人勧による条例改正前23,000円 → 改正後30,000円)

(3) 管理職員特別勤務手当（第64条の2関係）

- ・管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合の手当額を次のとおりとすることとする。

(単位：円)

対 象 職 員	手当額
校長、教頭（人事委員会と協議して別に定める場合に限る）	3,000
教頭（上記の別に定める場合を除く）、統括事務長	2,000

(4) 昇格時号給対応表（別表第9関係）

- ・給料表の改定に伴い、職員を昇格させた場合においてその者が受けることとなる号給を定める昇格時号給対応表を改定することとする。

(5) 給料の調整額の調整基本額表（別表第10の4関係）

- ・給料表の改定に伴い、調整基本額を改定することとする。

(単位：円)

給料表	引き上げる級	引上額
教育職給料表(一)	2級及び3級	100
教育職給料表(二)	1級から3級まで	100

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ①地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当

平成28年1月1日施行

- ②昇級時号給対応表、給料の調整額

公布の日施行

(平成27年4月1日適用)

(2) その他

- ・所要の経過措置を規定するとともに所要の規定の整備を行う。